

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の認可について

弊社の運行する井原線（新玖村橋～上井原間）では、国土交通省中国運輸局に消費税率引上げに伴う乗合バス運賃の変更認可申請を行っておりましたが、このたび認可となりました。ご利用のお客様にはご負担をお掛けしますが、消費税の転嫁ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 申請理由

2019年10月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

2. 申請概要

- (1) 申請日 2019年5月28日
(2) 認可日 2019年9月5日
(3) 運賃改定実施予定日 2019年10月1日
(4) 改定上限運賃の平均改定率 1.01842%（参考：消費税率引上げ率 1.01852%）
(5) 主要区間の改定運賃

主要区間	片道運賃		通勤定期運賃(1か月)	
	現行	改定	現行	改定
玖村駅前～柳原	490円	500円	20,580円	21,000円
玖村駅前～上井原	730円	740円	30,660円	31,080円

3. その他

平成26年10月27日付け国税庁通達により、旅客運賃には経過措置が適用されます。消費税率改定前（2019年9月30日迄）に購入された定期券は、改定後（2019年10月1日以降）に乗車されても改定前の運賃で有効期限まで使用いただけます。